

松山地方裁判所委員会（第7回）議事概要

1 日 時

6月6日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 場 所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委 員） 上野公裕，黒田徹三，澤野芳夫，田中信義，西蔭健，
藤川研策，古崎孝司，宮本寿，山本耕平
増本基（欠席）

（事務担当者） 原事務局長，松井総務課長，櫛辺総務課課長補佐，
渡邊庶務係長

4 議 事（■委員長，○委員）

(1) 松山地方裁判所長あいさつ

(2) 新任委員自己紹介（澤野委員，古崎委員）

(3) 司法制度改革に伴い新たに導入された諸制度について，裁判所から説明

ア 労働審判員制度の現状（民事首席書記官説明）

イ 少額訴訟制度の現状（松山簡裁庶務課長説明）

ウ 専門委員の活用状況（民事首席書記官説明）

エ 心神喪失者等医療観察法の活用状況（刑事首席書記官説明）

○ 各制度の名前くらいは知っていたが，今回，説明を聞くまで，制度の仕組みや内容については全く知らなかった。

(4) 裁判員制度の制度設計等に関する調査研究報告書（最高裁刑事局主体）の調査概要説明（総務課長）

(5) 愛媛県下における裁判員制度の浸透状況や上記意識調査で示された問題点等について

■ この一年間の愛媛県下における裁判員制度の浸透度や上記意識調査で示さ

れた問題点及びそれを踏まえた今後の広報活動の在り方等について、率直な意見を聞かせていただきたい。

- 先ほどアンケート結果の説明をしてもらったが、参加意欲が上がっているのは、国民に裁判員制度に対する積極性が出たからではなく、広報活動により若干制度の中身が見えた国民が仕方がないと思えるようになったからではないか。
- 金融機関の本部に確認したところ、裁判員制度について関心は全くなかった。銀行協会にも確認したが、結果は同じであった。現場の担当者にも聴いてみたが、本店からの指示は全くないとのことであった。その担当者は、裁判員制度というものは知っていたが、それに対して、すぐに対応することはできないということであった。まだ3年あるという認識のようだ。義務ということは分かっているので、裁判員制度が始まる半年くらい前から企業対応として動き出すつもりではないか。
- 行政では、担当窓口まで決めて取り組むよう中央から指示がくるため、統一的に広報することができる。裁判所も、組織的、統一的に広報を行うため、関係省庁や各種団体にもっと協力を要請するべきだ。
- 模擬裁判に参加したが、2、3日が限度である。5日も参加するのは大変である。
 - 5日間連続でやるのは大変なので、1週間に2日を2週に渡ってやって、最後の週に1日やるという形も考えられる。
- 大企業は時期が来れば、ある程度の対応方針を決めることができると思われるが、零細企業は問題である。現在でも、大企業では病欠があると本部からの応援態勢が整っているため対応できる。
- 模擬評議に1日だけ参加した者がいるが、ものすごくきつかったようだ。日常使わない頭を使わなければならないので、何日も参加するのは相当きつと思われる。

- アンケートの数字では、参加したくない者が70%から60%に減少したということだが、この数字を鵜呑みにすることは危険であり、控えめに見積もって対策を講じることが必要であろう。
- 裁判員制度という言葉は広まっていると思われるが、具体的な中身までは知られていないのではないか。刑事裁判に参加するということが、どのような過程を経て、何をやるのか具体例を国民に開示すべきである。いい事だけでなく、厳しいこともいうべきである。
- 企業PRに裁判員制度を使えるかという「エコに協力する」等の場合と違って難しいと思われる。
- 零細企業にとっては特にデメリットが多いため、義務ということで高圧的にやるのも一つの方法であるが、やはり制度理解を徹底させることが必要と思われる。
- 商工会議所等への広報は重要であろう。
- 行政には下部組織のシステム（市町村→区→班→班長）があるが、裁判所には下部組織のシステムがなく、広報をやる上での組織面の困難さがある。主婦の井戸端会議の話題になるようでないとい一般的浸透とは言えないので、もっと行政の組織に協力を求めていくべきである。
- 裁判員になることを義務であると説明するとマイナスイメージであり、負担感もある。裁判の制度が変わることの意義を唱えて、参加への理解を求めていくことが必要である。

5 次回期日等

- (1) 日時 平成18年11月7日（火）午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場所 松山地方裁判所大会議室
- (3) 議題 「愛媛県下における裁判員制度の浸透状況、問題点及び今後の広報活動の在り方等について（継続審議）」